

○農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現行
<p>第2 対象資金等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 本要綱の対象とする資金の役割分担等は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)第3の1の(4)のアの融資機関は、再建整備資金で対応しようとする場合には、農業経営負担軽減支援資金で対応することが困難である旨を第3の1の(4)のイの融資機関のいずれかに確認するとともに、確認したことを証する書類を整備しておくものとする。</p> <p>第3 農業者の手続等</p> <p>本要綱の対象とする資金の融通については、それぞれの資金の要綱において定めるもののほか、各資金共通の融資を受けようとする者（以下「借入希望者」という。）の手続等は次に定めるところによるものとする。</p> <p>1 経営改善計画書の作成等</p> <p>(1)借入希望者は、</p> <p>ア これまでの経営状況はどうなっているのか</p> <p>イ 経営の改善を図るために、どの点をどのように改善していくのか</p> <p>ウ 経営改善計画は実行可能か</p> <p>エ 経営改善計画が実行された場合に収支はどうなるか、融資返済は可能か</p>	<p>第2 対象資金等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 本要綱の対象とする資金の役割分担等は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)第3の1の(3)のアの融資機関は、再建整備資金で対応しようとする場合には、農業経営負担軽減支援資金で対応することが困難である旨を第3の1の(3)のイの融資機関のいずれかに確認するとともに、確認したことを証する書類を整備しておくものとする。</p> <p>第3 農業者の手続等</p> <p>本要綱の対象とする資金の融通については、それぞれの資金の要綱において定めるもののほか、各資金共通の融資を受けようとする者（以下「借入希望者」という。）の手続等は次に定めるところによるものとする。</p> <p>1 経営改善計画書の作成等</p> <p>(1)借入希望者は、</p> <p>ア これまでの経営状況はどうなっているのか</p> <p>イ 経営の改善を図るために、どの点をどのように改善していくのか</p> <p>ウ 経営改善計画は実行可能か</p> <p>エ 経営改善計画が実行された場合に収支はどうなるか、融資返済は可能か</p>

等について、自ら真剣に検討の上、経営改善の実施と資金の借入れによって、おおむね5年程度の間確実に経営を軌道に乗せ、安定させることを旨とする経営改善計画書を別紙1の(2)又は(3)により作成し、別紙2による借入申込書（農業信用基金協会による保証を希望する場合は、更に債務保証委託申込書が必要）とともに、(4)に定める融資機関に提出するものとする。

なお、東日本大震災により著しい被害を受けた又は新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）により経営に影響が発生している等の借入希望者（以下「被災借入希望者等」という。）にあつては、別紙1の(4)又は(5)の経営改善計画書をもって別紙1の(2)又は(3)の経営改善計画書に代えることができるものとする。

(2)～(4) (略)

等について、自ら真剣に検討の上、経営改善の実施と資金の借入れによって、おおむね5年程度の間確実に経営を軌道に乗せ、安定させることを旨とする経営改善計画書を別紙1の(2)又は(3)により作成し、別紙2による借入申込書（農業信用基金協会による保証を希望する場合は、更に債務保証委託申込書が必要）とともに、(3)に定める融資機関に提出するものとする。

なお、東日本大震災により著しい被害を受けた又は新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）により経営に影響が発生している等の借入希望者（以下「被災借入希望者等」という。）にあつては、別紙1の(4)又は(5)の経営改善計画書をもって別紙1の(2)又は(3)の経営改善計画書に代えることができるものとする。

(2)～(4) (略)

附 則 （令和5年3月31日4経営第3160号）
この通知は、令和5年4月1日から施行する。